

平成26年2月28日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、障害基礎年金を支給しないとした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、てんかん(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求したが、その裁定請求の際に、請求人は、本件傷病に係る後記第3の1記載の初診日は同人が20歳に達する前の昭和〇年〇月〇日であると申し立てた。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害基礎年金を受給するためには、傷病の初診日が国民年金の被保険者であった間(または20歳前)であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では当該請求にかかる傷病(てんかん)の初診日が昭和〇年〇月〇日(20歳前)であることを確認する事ができないため。」として、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 いわゆる事後重症請求による障害基礎年金の支給を受けるためには、支給事由となる障害の原因である傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において国民

年金の被保険者であることと、その前日において、国民年金の保険料の納付等に係る次のいずれかの要件を満たしていなければならない(以下、この要件を「保険料納付要件」という。)、とされている(国民年金法(以下「法」という。)第30条第1項、第30条の2第1項及び同条第2項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条第1項)。ただし、初診日において20歳未満であった者については、保険料納付要件は問題とならない(法第30条の4第2項)。

① 初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であること

② 初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないこと

2 そして、いわゆる事後重症請求による障害基礎年金は、保険料納付要件を満たした上で、裁定請求日において、請求傷病による障害の状態が、国民年金法施行令別表(以下「国年令別表」という。)に掲げる程度(障害等級1級又は2級)に該当する場合に支給される。

3 本件の当面の問題点は、本件傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)をいつと認めることができ、その初診日を前提とした場合に、請求人が保険料納付要件を満たしていると認めることができるかどうかということである。そして、これが認められた場合、裁定請求日における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が国年令別表に掲げる程度に該当すると認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、次の事実を認定することができる。

「略」

- 2 審理期日において保険者の代理人は、本件障害の状態は、障害等級2級に該当するものであると判断する旨を陳述した。
- 3 以上に基づき、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 初診日に関する証明資料は、法が初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、診療に直接関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下「本件証明資料」という。）でなければならぬとされている。
 - (2) 以上の観点から、本件初診日及び保険料納付要件について検討する。請求人らは、請求人が○歳時の昭和○年○月に突然意識を失いその場に倒れ、てんかん発作を起こし、救急車で病院（注：a病院を指すものと解される。）に運ばれたこと、その後てんかん発作が度々起こるようになり、8歳の時から現在に至るまで継続して通院、服薬治療を行ってきたこと、本件傷病で受診した医療機関は、古い順に、a病院、b病院、c病院、d病院、e病院、f病院であることなどを述べ、本件傷病の治療のために初めてa病院を受診した昭和○年○月○日が本件初診日であると主張しているものと解されるところ、a病院には請求人の本件傷病に係るカルテ等の診療録は残っていないとされていること、本件申立書は、医療機関名又は当該医療機関受診日が明らかでなく、本件証明資料としての採用は困難であることから、昭和○年○月○日を本件初診日であると認めることはできない。そして、その後の受診医療機関として請求人が申し立てているb病院、c病院及びd病院のいずれについても、請求人の本件傷病に係るカルテ等の診療録は残っていないとされているのであるから、これらの医療機関を初めて受診した日をもって本件初

診日であると認めることもできない。

前記1の(4)によれば、請求人は、平成○年○月○日、本件傷病の治療のためにe病院を初めて受診し、平成○年○月○日まで同病院において抗てんかん薬での治療を受けたとされており、その事実は当時の診療録によって裏付けられているものと認められるから、請求人がe病院を初めて受診した平成○年○月○日をもって本件初診日と認定するのが相当である。

そうすると、本件初診日において請求人は国民年金の第2号被保険者であり、前記1の(7)記載の請求人の年金記録に照らした場合、保険料納付要件が満たされていることは明らかである。

- (3) また、前記2に記載したように、保険者は、本件障害の状態を国年令別表に定める障害等級2級に該当すると判断していることが窺われるが、これは本件診断書の記載内容からも妥当なものとして認められるから、当審査会としても、本件障害の状態は国年令別表に定める障害等級2級の程度（精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）に該当すると認める。
 - (4) 以上みてきたところからすると、請求人に対しては、裁定請求日の属する月の翌月から障害等級2級の障害基礎年金を支給すべきことになり、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れない。なお、本件初診日において、請求人は厚生年金保険の被保険者でもあるから、請求人は、本件傷病による障害について、障害厚生年金も受給できるものであることを付言する。
- 以上の理由によって、主文のとおり裁決する。